

告 示

埼玉県告示第六百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアゲート本庄早稲田

埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目一番一号

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 五五五平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 五六八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 一〇七立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 一〇九立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ベイシア 午前九時から午後九時

株式会社カインズ 午前八時から午後九時

株式会社トップカルチャー 午前七時から翌午前一時

株式会社ジェイアイエヌ 午前十時から午後八時

（変更後）株式会社ベイシア 午前九時から午後九時

株式会社カインズ 午前八時から午後九時

株式会社トップカルチャー 午前七時から翌午前一時

株式会社ジンズ 午前十時から午後八時

MXモバイルリング株式会社 午前十時から午後八時

株式会社ケインズ 午前十時から午後七時

ハ 変更年月日

令和五年二月四日外

ニ 届出年月日

令和四年六月三日

二 縦覧期間

令和四年六月十四日から令和四年十月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年六月十四日から令和四年十月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課